

新型コロナウイルス感染症による共済制度補完事業の請求について

○遺族・障害附加年金保険の入院サポートプランについて

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、PCR 検査等の結果をもとに新型コロナウイルス感染症陽性と医師等に診断され、自治体・保健所等の判断により臨時施設や自宅で療養された場合、「みなし入院」として、入院給付金等のお支払い対象としておりますので、提出書類等につき以下のとおりご案内します。

なお、請求書類につきましては、所属所担当課へ連絡し、所属所担当課から取扱代理店群馬 CTV サービス (TEL：027-290-1370)までご連絡いただきますようご協力お願いいたします。

また、詳細につきましては、明治安田生命保険相互会社公法人第三部法人営業第二部(TEL：03-5289-7590)までお問い合わせください。

新型コロナウイルス診断方法	診断	提出書類		
		保険金請求書	治療状況報告書	就業制限通知解除通知(※)
医師が実施した PCR 検査等の陽性結果をもとに確定診断(無症状陽性者も含む)	陽性	○	○	○
患者自身が PCR 検査等を実施し陽性結果が出たため、 <u>医療機関の受診または保健所等への連絡</u> をし、医師がその陽性結果をもとに確定診断(医療機関での PCR 検査なし)	陽性	○	○	○

(※「陽性診断日」、「就業制限解除日」が記載されている証明書の写し)

○新・団体医療保険について

新型コロナウイルス感染症に感染し入院した場合、保険金をお支払いしております。

また、医師の指示のもと自宅療養している場合も入院とみなし、お支払いの対象となる場合がございますので、詳細及び請求につきましては、損保ジャパン株式会社事故連絡サポートセンター(TEL：0120-727-110)までお問い合わせください。